

京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月29日

京都市教育委員会  
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第10号

京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「き損し」を「毀損し、」に改める。

第7条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第8条第1項中「き損」を「毀損」に、「復し」を「復し、」に、「これに要する費用」を「その損害」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「次の」の右に「各号の」を加える。

第11条第1項中「立ち合わせ」を「立ち合わせ、」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「次の」の右に「各号の」を加え、同条第2項中「第3号」を「第3号まで」に改める。

別表雲ヶ畑小学校職員住宅の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)